

森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合における調査基準価格の算出方法

森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合における調査基準価格については、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知）の2（3）の業種区分により、以下のとおり算出すること。

また、1つの外注する業務の中に複数の業種が混在する場合（林道・治山の実施設計の例：「測量」と「建設コンサルタント（土木関係）」の組み合わせ。地すべり実施設計の例：「測量」と「建設コンサルタント（土木関係）」と「一般調査」の組み合わせ。など）は、それぞれの業種区分に応じ調査基準価格を算出した上で、合算し調査基準価格とすること。

業種区分	①	②	③	④	下限	上限	【参考】 主な業務（外注業務内容で適宜 組合せする）
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8	測量
建設コンサルタント（建築関係） 及建築士事務所	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の6	10分の8	
建設コンサルタント（土木関係） 及計量証明	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の6	10分の8	施設設計、 流域別調査、 全体計画、 地すべり解析 など
地質調査 （一般調査を含む。算定は①、 ②、④）	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5	ボーリング、地すべり移動量調査のみで解析をしないもの
土地家屋調査、 補償コンサルタント、 不動産鑑定及び 司法書士	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の6	10分の8	

（注）業種区分の建設コンサルタント（土木関係）の②直接経費の額については、労務費を含む。

※1 表の①から④までに掲げる額の合計額の100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とする。（地質調査にあっては、10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。）

※2 一つの外注する業務については、その業務内容を業種区分に応じ区分し、業種区分毎に調査基準価格を算出（※1）した上で、合算し外注業務の調査基準価格とする。